

事 務 連 絡
平成27年11月17日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

中国向け輸出水産食品の取扱いに関するQ&Aの更新について

標記については、平成25年12月5日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、合理的な運用の観点から下記のとおり更新しましたので、業務の参考のため送付します。

なお、今般の更新に伴う衛生証明書の記載方法に変更はありませんので、御了知ください。

記

更新前：

Q25 セミドレスやドレス等の形態が異なる製品はそれぞれ検査を行う必要がありますか。

A25 原則として、加工方法が異なるのでそれぞれ分析試験を行う必要があります。

更新後：

Q25 セミドレスやドレス等の加工形態や保存温度帯が異なる製品はそれぞれ検査を行う必要がありますか。

A25 同一施設内で同様の方法により加工される同一海域（養殖を含む。）で漁獲された同一魚種については、セミドレスやドレス等の形態や保存温度帯の違いに拘わらず、可食部（筋肉等同じ部位に限る。）で実施した試験成績書の添付により衛生証明書の発行申請が可能です。

中国向け輸出水産食品の取扱いに関するQ&A

平成25年12月5日

(最終改正 平成27年11月17日)

生活衛生・食品安全部 監視安全課

本Q&Aは、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）に関する質問事項についてQ&Aとして取りまとめたものです。

本Q&Aは、逐次、更新していくこととしております。

<p>「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」 (平成25年10月17日付け食安発1017第1号) に対する質問事項</p>
--

〈本要領全般について〉

Q1 中国へ水産食品を輸出するための手続きについて教えてください。

A1 まず、施設の事前登録が必要です。登録が完了した後、衛生証明書発行機関が発行する衛生証明書を添付することで、中国への輸出が可能となります。

手続きの全体的なイメージについては、本Q&Aの別紙1を参考にしていただき、施設の登録手続や衛生証明書の発行手続等については本要領をご確認下さい。また、施設登録の対象と衛生証明書の発行対象のイメージについては、本Q&Aの別紙2を参考して下さい。

Q2 本要領における「加工品」、「未加工品」、「生鮮品」、「簡易な加工品」とはどのような食品か教えてください。

A2 本Q&Aの別紙3を参考にご判断下さい。なお、別紙3において判断できない場合は、監視安全課までお問い合わせ下さい。

〈施設登録申請について〉

Q3 平成25年12月31日までに登録された施設について、再登録は必要ですか。

A3 「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年11月10日付け発1110第1号。以下「旧通知」という。）に基づく既登録施設に

については、本取扱要領に基づく登録施設として取扱いますので、新たに登録を受ける必要はありません。また、登録番号についても旧通知に基づき付与された番号を引き続き使用します。

Q 4 旧通知においては、施設登録の際に、個別の取扱品目全てを登録していましたが、今後も個別の品目全ての登録が必要ですか。

A 4 個別の取扱品目全てを登録する必要はなくなりました。ただし、養殖魚や二枚貝を取扱う場合は、「中国向け輸出水産食品施設登録申請書」により取扱いがある旨登録を行って下さい（登録されない場合、輸出はできません。）。

Q 5 加工品について輸出直前の最終保管施設の登録は必要ですか。

A 5 加工品については、最終保管施設の登録ではなく、最終加工施設のみ登録を行って下さい。

なお、未加工品については、最終保管施設の登録が必要です（本Q & A別紙2参照。）。

Q 6 営業許可については、通常、その許可が有効とされる期限（5年毎に更新等）が規定されていますが、営業許可の更新に併せて当該登録施設の登録事項変更の申請を行う必要はありますか。

A 6 営業許可期限の更新であれば、変更申請は必要ありません。

なお、営業許可業種の変更など、登録要件に変更があった場合は新たに登録を受ける必要があります。

〈衛生証明書の発行対象について〉

Q 7 食品の一部に水産食品を含む高度な加工品等にも衛生証明書が必要ですか。（例：干しエビが入ったインスタントラーメン、シーフードカレー等）

A 7 例に示すような高度な加工品等は衛生証明書の発行対象外です。

中国政府から高度な加工品に対し衛生証明書を求められた場合又は衛生証明書の要否の判断が困難な場合は、監視安全課までお問い合わせ下さい。なお、輸出者から直接中国政府へご確認いただく必要がある場合もございますので、ご了承下さい。

Q 8 餌用に中国へ水産物を輸出する場合、本要領に基づく衛生証明書が必要ですか。

A 8 本要領の対象は、中国政府の要求により、「ヒトの食用に供する」水産

動物等になります。したがって、「餌」は衛生証明書の発行対象外です。

Q 9 生きている状態（いわゆる「活」の状態）の水産物を輸出する場合、本要領に基づく衛生証明書が必要ですか。

A 9 活水産動物については、本要領の衛生証明書の発行対象外となるため、衛生証明書の発行はできません。

Q 1 0 本要領の対象は輸入手続を終了した輸入食品（内国貨物※）のみに限られますか。若しくは輸入手続が終了していない外国貨物も含まれますか。

A 1 0 内国貨物のみを対象としております。輸入手続が終了していない外国貨物に対しては、衛生証明書の発行はできません。

また、内国貨物であっても、輸入品かつ加工品の場合、海外施設が最終加工施設となるため、日本において施設登録及び衛生証明書の発行はできません。

なお、輸入食品が未加工品の場合、最終保管施設の登録を行うことにより、衛生証明書の発行が可能です。

※内国貨物：関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」をいう。

Q 1 1 中国から日本に輸入した水産食品を、再度、中国へ輸出（積戻し等）する場合であっても中国政府から衛生証明書を要求されますか。

A 1 1 衛生証明書は要求されます。なお、再輸出の理由が、当該食品について日本の食品衛生法上問題（規格基準違反等）があり、国内では販売等ができないことから輸出（積戻し）を希望する場合等は、食品衛生上の観点から衛生証明書の発行はできません。

Q 1 2 日本の食品衛生法上、販売等が認められない食品（規格基準違反、食品衛生法第6条違反等）であっても、本要領別添3の検査基準を満たしていれば衛生証明書を発行できますか。

A 1 2 食品衛生上の観点から衛生証明書の発行はできません。（なお、フグについては、国内で販売等が認められたものであっても、中国の法律において食用が禁止されている魚種であるため、衛生証明書の発行はできません。）

Q 1 3 社内検討用や試験研究用として、ヒトの食用に供しないサンプルの少量貨物を中国に輸出する場合も衛生証明書は必要ですか。

A 1 3 食品の種類や使用目的により取扱いが異なると考えられますので、輸出者自らが個別に中国政府に確認する必要があります。

〈衛生証明書の発行申請窓口について〉

Q 1 4 衛生証明書の発行申請窓口はどこですか。

A 1 4 輸出予定の貨物を最終加工（未加工品にあつては最終保管）した登録施設を所管する都道府県等衛生部局となります。ただし、衛生証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域については、当該地域を所管する地方厚生局に申請を行って下さい。

詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載している「本要領に基づく衛生証明書発行機関」をご確認下さい。

Q 1 5 輸出予定の貨物を最終加工（未加工品にあつては最終保管）した登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されていますが、地方厚生局で衛生証明書を発行してもらうことは可能ですか。

A 1 5 地方厚生局での発行はできませんので、登録施設を所管する都道府県等衛生部局に申請を行って下さい。

〈衛生証明書の発行申請について〉

Q 1 6 衛生証明書の発行申請は、直接窓口に出向く必要がありますか。

A 1 6 多くの衛生証明書発行機関では、郵送による申請も可能ですが、一部の発行機関では郵送による発行申請が不可能な場合もありますので、申請窓口にお問い合わせ下さい。なお、郵送の場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記載した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ申請して下さい。

Q 1 7 法人の場合、発行申請書の代表者印を省略することはできますか。

A 1 7 法人の場合は、代表者印を押印し申請して下さい（衛生証明書の発行申請書に限らず他の申請書も同様です。）。

〈検査について〉

Q 1 8 本要領別添 3 の検査基準は、中国の水産食品に関する全ての基準ですか。

A 1 8 別添 3 の水産食品に関する検査基準については、中国側で定める基準を根拠に規定していますが、全てを反映しているものではありません。例えば、添加物を使用していれば中国で使用可能な添加物か、使用基準はあるか、等の確認も必要です。

なお、検査項目については、これまでの検出状況、国内又は輸入国（輸入品の場合）における違反情報等、中国側からの違反連絡、検査の要望又は新たな基準の策定等を踏まえて追加等を行う場合があります。

Q 1 9 本要領別添 3 の検査基準について、どのような水産食品に適用すべきかの具体例を教えてください。

A 1 9 本 Q & A の別紙 4 を参考にして下さい。

Q 2 0 試験成績書は、輸出数量、重量が異なる場合でも有効ですか。

A 2 0 有効です。ただし、検査用サンプルを登録検査機関に持ち込んで検査をした成績書を本貨物の輸出の際に適用することはできませんので、本貨物について検査をしてください。

Q 2 1 他の輸出者が取得した試験成績書を使用することは可能ですか。

A 2 1 原則、貨物に対し責任を持つ輸出者が検査を行い、貨物の安全性を確認してください。

Q 2 2 中国へ輸出しようと検査を受けましたが、事情により国内で転売され、転売先の荷主が当該貨物を中国へ輸出することになりました。その売買にあっては書類上で行われたのみで、貨物の移動は一切ありません。当初の成績書を転売先の輸出者が使用することができますか。

A 2 2 この場合にあっては、貨物の同一性が客観的に判断できれば使用して差し支えありません。ただし、成績書を取得した者が輸出者に対して成績書の使用を承諾していることが前提となります。

Q 2 3 貨物の検査を依頼する際は、可食部を検査してもらえばよいですか。

A 2 3 可食部で検査をして下さい。

Q 2 4 検査方法の開梱基準について、マグロ等でバルクで輸出する場合や漁船からサンプリングする場合はどのようにすればよいですか。

A 2 4 ばら積みの輸出については禁止されており、貨物はすべて梱包されている必要があります。

Q 2 5 セミドレスやドレス等の加工形態や保存温度帯が異なる製品はそれぞれ検査を行う必要がありますか。

A 2 5 同一施設内で同様の方法により加工される同一海域（養殖を含む。）で漁獲された同一魚種については、セミドレスやドレス等の形態や保存温度帯の違いに拘わらず、可食部（筋肉等同じ部位のものに限る。）で実施した試験成績書の添付により衛生証明書の発行申請が可能です。

〈衛生証明書の発行について〉

Q 2 6 衛生証明書発行申請書中の記載内容が登録内容と異なる場合には、衛生証明書を発行できますか。

A 2 6 発行できません。衛生証明書発行機関において、厚生労働省ホームページに掲載される登録内容と衛生証明書発行申請書の内容が同一であるかの確認を行います。

Q 2 7 衛生証明書を紛失した場合に再発行してもらえますか。

A 2 7 再発行については、同一の衛生証明書が2部存在することによる不正使用を避ける観点から、不可とします。

〈ロットについて〉

Q 2 8 原産国が異なるが、同じ品目であるものを一括して輸出する場合、1品目（1ロット）とみなしてよいですか。

A 2 8 原産国が異なる場合は、保管方法、輸送方法、重金属の汚染状況等も異なることが想定されることから、同一ロットとみなすことはできません。

Q 2 9 国内で捕獲された水域名が異なるが、同じ品目であるものを一括して輸出する場合、1品目（1ロット）とみなしてよいですか。

A 2 9 重金属の汚染状況等が異なることが想定されることから、別ロットとみなします。

Q 3 0 包装形態が異なる製品は別ロットとみなされますか。

A 3 0 別ロットとみなします。

Q 3 1 生産年月日が異なる加工品を1ロットとして申請することができますか。

A 3 1 同一施設、同一原材料、同一加工工程で製造された製品であって、輸出者が同一食品であると保証できれば、同一ロットとみなすことができます。また、生産年月日が複数存在する場合は、衛生証明書発行申請書に全て個別に記載が必要です。なお、同一ロットとして取り扱うため、検査で基準に適合しない等の結果になった場合、生産年月日が異なっても、当該1ロット全てが同一の取扱いになります。

〈衛生証明書の記載方法について〉

Q 3 2 ブリ・イナダ・ワラサのような出世魚を輸出する際は、衛生証明書にどのように記載すればよいですか。

A 3 2 冷凍ブリ・イナダ・ワラサであれば、Frozen Yellowtailで構いません。

Q 3 3 航空便等で、コンテナ番号や封印番号がない場合は、衛生証明書発行申請書等には、どのように記載すればよいですか。

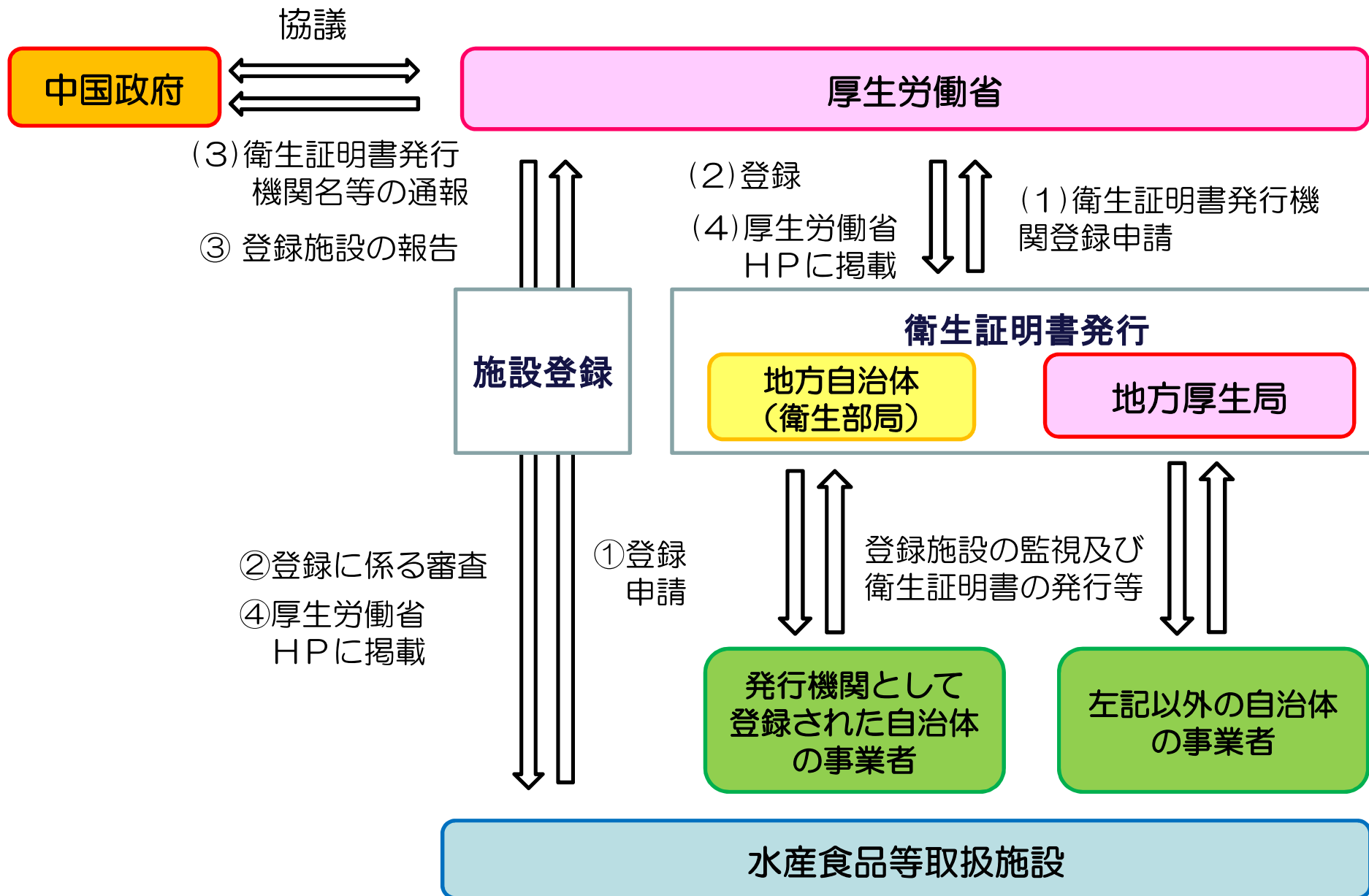
A 3 3 コンテナ番号の代わりに「AIR WAY BILL No.」等を、また、封印番号が無い場合には「***」を記載して下さい。

〈複数貨物一括輸出の際の官能検査報告書について〉

Q 3 4 本要領の別紙様式9-2を用い、複数の貨物を一括して輸出する場合、商品名称ごとに官能検査報告書（別紙様式10）の提出が必要ですか。

A 3 4 複数の貨物を一括して輸出する場合も商品名称ごとに官能検査の実施は必要ですが、別紙様式10にまとめて記載し、1枚として提出することは可能です。

中国向け輸出水産食品の取扱い体制

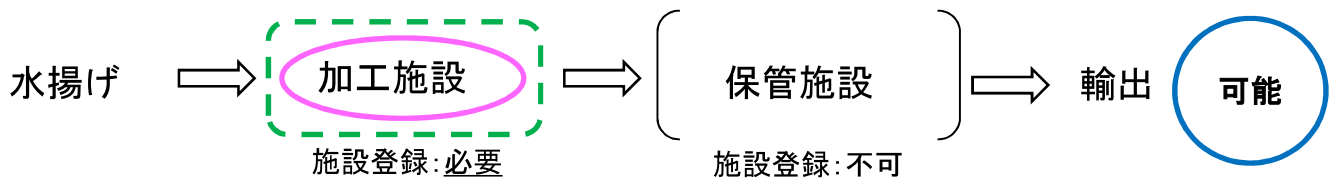


施設登録対象及び衛生証明書発行対象のイメージ

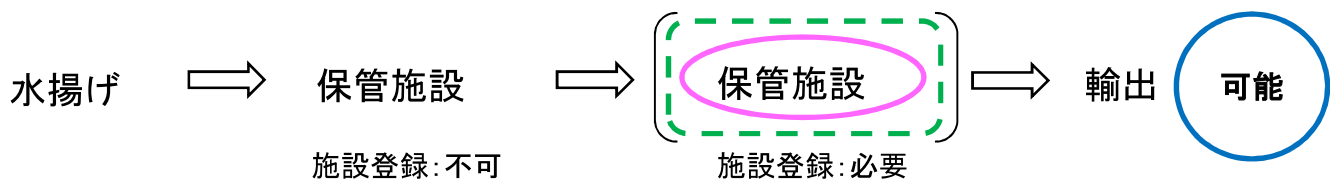
中国へ水産物を輸出するためには、事前の施設登録及び衛生証明書の添付が必要です。

また、輸出に際しては、施設登録の対象と衛生証明書の発行対象が一致する必要があります。

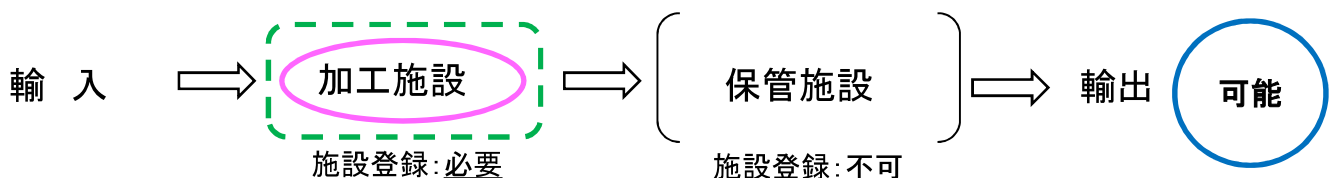
1. 国内産原料を使用し、国内で加工した場合



2. 国内産原料を使用し、国内で未加工の場合

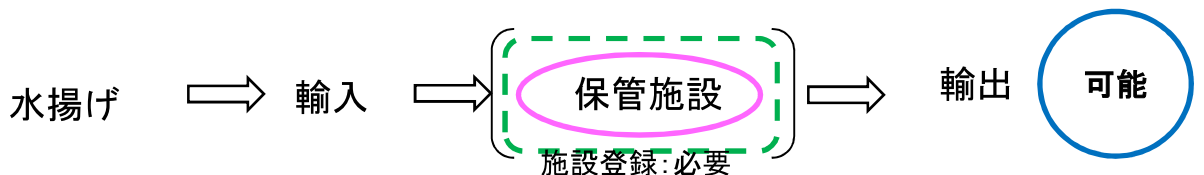


3. 外国産原料を輸入し、国内で加工した場合

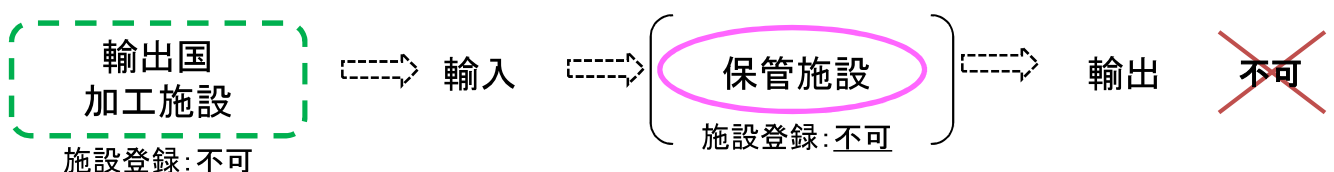


4. 外国産原料を輸入し、国内で未加工の場合

(1) 外国産食品(未加工品)を輸入し、国内で未加工の場合



(2) 外国産食品(加工品)を輸入し、国内で未加工の場合



「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」における
「加工品」、「未加工品」、「生鮮品」、「簡易な加工品」について

1. 「加工品」及び「未加工品」について

以下の一覧を参照して下さい。

	工程	具体例	施設登録
加工品	調味・味付け工程がある。	塩蔵たらこ、塩蔵数の子、明太子、塩クラゲ、新巻鮭、酢漬け、オイル漬け、燻製品、塩蔵品、味付けホタテ、塩蔵うに、など	最終加工施設を登録。 (輸入品は輸出不可。)
	乾燥工程がある。	一夜干し、開き干、するめ、干し貝柱、さくらえび素干し、干しアミ、など	最終加工施設を登録。 (輸入品は輸出不可。)
	加熱工程がある。	缶詰、水煮、味噌煮、佃煮、魚肉ねり製品、鮭フレーク、身欠きニシン、煮干、など	最終加工施設を登録。 (輸入品は輸出不可。)
	加工工程はボイル工程のみ。	ボイルカニ、ボイルエビなど	<u>国内：最終加工施設を登録。</u> <u>輸入品：最終保管施設を登録。</u>
	国内においてリパック工程がある。 ※バルク(ばら積み)からのリパック等、直接食品に接触するような工程を経てリパックされるものに限る。		最終加工施設を登録。
未加工品		ラウンドの魚介類、セミドレス・ドレス・フィレの魚類、生わかめ、など	最終保管施設を登録。

2. 「生鮮品」について

冷蔵された魚介類など、足が早い(腐敗・変敗しやすい)食品をいいます。

3. 本要領別添1における「簡易な加工品」について

一夜干しなど、製品の魚種(学名)が判明する程度に加工された食品をいいます。

水産物の種類		検査項目						具体例	
		官能検査	カドミウム (mg/kg)	ヒ素 (無機ヒ素) (mg/kg)	ヒスタミン (mg/100g)		麻痺性 貝毒 (MU/g)		下痢性 貝毒 (MU/g)
生鮮品 冷凍品	魚類	官能検査判定基準に よる異常がないこと	≦0.1	≦0.1	サバ ≦100	その他の魚類 ≦30	—	—	ラウンド、セミドレス、ドレス、魚類内臓、など
	その他の動物性水産物		—	≦0.5	—		—	—	甲殻類(エビ、カニ)、ウニ、イカ、タコ、巻き貝、など 例外:ポイルカニ、ポイルエビについては、 当該項目検査実施のこと。
	二枚貝		—	≦0.5	—		<4	<0.05	冷凍・冷蔵の殻付き・むき身二枚貝、玉冷、など
乾燥製品	貝類およびエビ・カニ類	官能検査判定基準に よる異常がないこと	—	≦1.0	—		—	—	干貝柱、干あわび、さくらえび素干し、など
すり身製品	魚すり身製品	官能検査判定基準に よる異常がないこと	≦0.1	≦0.1	—		—	—	かまぼこ、さつま揚げ、魚肉ソーセージ、など
	エビすり身製品		—	≦0.5	—		—	—	エビすり身、など
藻類(乾燥重量として)		官能検査判定基準に よる異常がないこと	—	—	—		—	—	生わかめ、乾燥わかめ、のり、のり佃煮、など
その他の水産食品		官能検査判定基準に よる異常がないこと	—	—	—		—	—	缶詰、一夜干し、干なまこ、煮干、など
			二枚貝	—	—	—		<4	<0.05